

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の改正案に関する意見の募集について

平成 20 年 11 月 19 日  
国土交通省住宅局住宅生産課  
建築指導課

国土交通省では、平成 20 年 5 月 30 日に公布されたエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律に伴い、エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の改正案を作成致しました。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様から、御意見を募集いたします。

頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して、個別に回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

## エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の改正案に関する意見募集要領

### ■意見募集対象

- エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の改正案

### ■資料入手方法

- (1) ホームページでの掲載
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局住宅生産課にて配布致します。

(東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階)

### ■意見募集期間

平成 20 年 11 月 19 日 (水) ～平成 20 年 12 月 18 日 (木) 18:15 (必着)

### ■意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局生産課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

- (1) FAX の場合 FAX 番号 : 03-5253-1629  
「パブリックコメント担当」宛へお送りください。
- (2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛  
(届出省令等を改正する省令の改正案に対する意見)と明記して下さい。)
- (3) 電子メールの場合 メールアドレス : [seisan@mlit.go.jp](mailto:seisan@mlit.go.jp)  
(電子メールの題名を「届出省令等を改正する省令の改正案に対する意見」として下さい。)

### ■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の改正案に関する意見

|           |             |
|-----------|-------------|
| 氏 名       | (フリガナ)      |
| 住 所       |             |
| 所 属       | (会社名) (部署名) |
| 電 話 番 号   |             |
| 電子メールアドレス |             |
| ご 意 見     | (対象部分 : )   |